

○ 農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正箇所）

改正後（新）	現 行（旧）
<p>第1 目的</p> <p>この事業は、暴風雨、豪雪等の気象災害その他の突発的に生じた事由により、農業者等に重大な被害又は農業者等の経営に著しい支障が生じている場合に、当該農業者等（以下「被災農業者等」という。）の農業経営の早急な立ち直りを支援し、被災農業者等が経営再建を図るために借り入れる農業近代化資金等について、都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を受けるために必要な保証料の支払負担を軽減するための経費について、国が助成を行うことにより、被災農業者等に対する経営再建に必要な資金の円滑な融通を図ること、及び大規模災害被災農業者等が経営再建を図るために借り入れる農業近代化資金等について、実質無担保無保証人による債務保証が受けられるよう、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）及び基金協会の財務基盤の強化等を行うための経費について、国が助成を行うことにより、大規模災害被災農業者等に対する経営再建に必要な資金の円滑な融通を図ることを目的とする。</p> <p>第2 定義</p> <p>1 この要綱において、「<u>農業近代化資金等</u>」とは、次に掲げる資金をいう。</p> <p>(1) <u>農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>農業経営負担軽減支援資金（農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（2）に規定する農業経営負担軽減支援資金をいう。）（農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たすものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>大規模災害（2の要件として農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的の事由をいう。以下同じ。）の発生前までに借り入れた既往債務のうち、当該大規模災害に起因して弁済が困難となることが見込まれる債務の履行に必要な資金又は当該資金及び農業経営の改善に必要な資金の併せ貸し（農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たすものに限る。）</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>第1 目的</p> <p>この事業は、暴風雨、豪雪等の気象災害その他の突発的に生じた事由により、農業者等に重大な被害又は農業者等の経営に著しい支障が生じている場合に、当該農業者等（以下「被災農業者等」という。）の農業経営の早急な立ち直りを支援し、被災農業者等が経営再建を図るために借り入れる農業近代化資金について、都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を受けるために必要な保証料の支払負担を軽減するための経費について、国が助成を行うことにより、被災農業者等に対する経営再建に必要な資金の円滑な融通を図ること、及び大規模災害被災農業者等が経営再建を図るために借り入れる農業近代化資金について、実質無担保無保証人による債務保証が受けられるよう、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）及び基金協会の財務基盤の強化等を行うための経費について、国が助成を行うことにより、大規模災害被災農業者等に対する経営再建に必要な資金の円滑な融通を図ることを目的とする。</p> <p>第2 定義</p> <p>1 この要綱において、「<u>農業近代化資金</u>」とは、<u>農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する農業近代化資金をいう。</u></p> <p>2 （略）</p>

第3 事業の内容

1 農業信用保証保険基盤強化事業交付金の交付事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））

本事業は、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金等について、基金協会が実質無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、融資対象物件以外の担保及び保証人（同一経営内の保証人を除く。）の提供を受けないものをいう。以下同じ。）で債務保証を引き受けることにより、納付金（農業信用保証保険法（昭和36年11月10日法律第204号）第64条第1項の規定により基金協会が信用基金に納付する金銭をいう。）が減少すると見込まれることから、信用基金の財務基盤の強化を行うため、信用基金に対し、農業信用保証保険基盤強化事業交付金を交付するものとする。

① 交付金の額

本事業を実施するための交付金の額については、事業実施年度に信用基金と基金協会との間に保険関係が成立した農業近代化資金等に係る求償権償却見込額（ただし、次の算式により得られる額を上限とする。）の7割に相当する額以内とする。

（算式）（略）

（※1）・（※2）（略）

② 交付金の使途

基金協会が債務保証を引き受けた大規模災害被災農業者等が借り入れた農業近代化資金等に係る求償権償却（代位弁済後10年以内のものに限る。）の7割に相当する額を財務基盤の強化に充てるものとする。

2 農業信用保証保険基盤強化事業補助金の交付事業

（1）被災農業者等支援対策

本事業は、基金協会が、別表に掲げる対象要件を満たす農業近代化資金等の債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初から5年間免除するため、当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費について、当該基金協会に対し国の予算の範囲内で次に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

① 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、別表に掲げる対象要件を満たす農業近代化資金等について、各基金協会が定める保証料率の区分ごとに、事業実施年度の各月末の保証残高の平均額に当該保証料率を乗じて得た額の合計額（1円未満は切り捨てる。）とする。

②（略）

第3 事業の内容

1 農業信用保証保険基盤強化事業交付金の交付事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））

本事業は、基金協会が大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金について、実質無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、融資対象物件以外の担保及び保証人（同一経営内の保証人を除く。）の提供を受けないものをいう。以下同じ。）で債務保証を引き受けることにより、納付金（農業信用保証保険法（昭和36年11月10日法律第204号）第64条第1項の規定により基金協会が信用基金に納付する金銭をいう。）が減少すると見込まれることから、信用基金の財務基盤の強化を行うため、信用基金に対し、農業信用保証保険基盤強化事業交付金を交付するものとする。

① 交付金の額

本事業を実施するための交付金の額については、事業実施年度に信用基金と基金協会との間に保険関係が成立した農業近代化資金に係る求償権償却見込額（ただし、次の算式により得られる額を上限とする。）の7割に相当する額以内とする。

（算式）（略）

（※1）・（※2）（略）

② 交付金の使途

基金協会が債務保証を引き受けた大規模災害被災農業者等が借り入れた農業近代化資金に係る求償権償却（代位弁済後10年以内のものに限る。）の7割に相当する額を財務基盤の強化に充てるものとする。

2 農業信用保証保険基盤強化事業補助金の交付事業

（1）被災農業者等支援対策

本事業は、基金協会が、別表に掲げる対象要件を満たす農業近代化資金の債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初から5年間免除するため、当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費について、当該基金協会に対し国の予算の範囲内で次に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

① 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、別表に掲げる対象要件を満たす農業近代化資金について、各基金協会が定める保証料率の区分ごとに、事業実施年度の各月末の保証残高の平均額に当該保証料率を乗じて得た額の合計額（1円未満は切り捨てる。）とする。

②（略）

(2) 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業）

本事業は、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金等について、基金協会が実質無担保無保証人で債務保証を引き受けることにより、求償権償却費用が増加すると見込まれることから、基金協会の財務基盤の強化を行うため、基金協会に対し、農業信用保証保険基盤強化事業補助金を交付するものとする。

① 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、事業実施年度に基金協会が引き受けた農業近代化資金等の事業実施年度末における保証残高に係る求償権償却見込額（ただし、次の算式により得られる額を上限とする。）の3割に相当する額以内とする。

（算式） （略）

② 補助金の使途

基金協会が債務保証を引き受けた大規模災害被災農業者等が借り入れた農業近代化資金等に係る求償権償却（代位弁済後10年以内のものに限る。）の3割に相当する額を財務基盤の強化に充てるものとする。

(3) 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）

本事業は、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金等について、基金協会が実質無担保無保証人で債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初15年間軽減するため、農業者等の実質負担である無担保無保証人の場合に適用される保証料を担保又は保証人を徴求する場合に適用される保証料に引き下げるために必要となる保証料差額相当を補助する。

① 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、農業近代化資金等の各月末保証残高の平均額に保証契約時の各基金協会が定める無担保無保証人の場合に適用される保証料率と担保又は保証人を徴求する場合に適用される保証料率の差の率を乗じて得た額（1円未満は切り捨てる。）とする。

②・③ （略）

第4～第10 （略）

別記様式 第1号（第4関係）

（略）

(2) 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業）

本事業は、基金協会が、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金について、実質無担保無保証人で債務保証を引き受けることにより、求償権償却費用が増加すると見込まれることから、基金協会の財務基盤の強化を行うため、基金協会に対し、農業信用保証保険基盤強化事業補助金を交付するものとする。

① 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、事業実施年度に基金協会が引き受けた農業近代化資金の事業実施年度末における保証残高に係る求償権償却見込額（ただし、次の算式により得られる額を上限とする。）の3割に相当する額以内とする。

（算式） （略）

② 補助金の使途

基金協会が債務保証を引き受けた大規模災害被災農業者等が借り入れた農業近代化資金に係る求償権償却（代位弁済後10年以内のものに限る。）の3割に相当する額を財務基盤の強化に充てるものとする。

(3) 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）

本事業は、基金協会が、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金について、実質無担保無保証人で債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初15年間軽減するため、農業者等の実質負担である無担保無保証人の場合に適用される保証料を担保又は保証人を徴求する場合に適用される保証料に引き下げるために必要となる保証料差額相当を補助する。

① 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、農業近代化資金の各月末保証残高の平均額に保証契約時の各基金協会が定める無担保無保証人の場合に適用される保証料率と担保又は保証人を徴求する場合に適用される保証料率の差の率を乗じて得た額（1円未満は切り捨てる。）とする。

②・③ （略）

第4～第10 （略）

別記様式 第1号（第4関係）

（略）

1. 第3の2の(1)の事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画

(単位：件、円、%)

			資金	融資 機関	件数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a)×(b)	備考
大規模 災害	対象 災害名	〇〇 年度 の 引受								
計										
大規模 災害以外	対象 災害名	〇〇 年度 の 引受								
計										
合計										

(注1) (略)

(注2) 資金の欄には、第2の1の(1)の資金、第2の1の(2)の資金又は第2の1の(3)の資金の別を記載すること。

(注3)～(注7) (略)

(注8) (注7)において備考欄に無担と記載した穂稜々率(b)の欄については、

1. 第3の2の(1)の事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画

(単位：件、円、%)

			(新 設)	融資 機関	件数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a)×(b)	備考
大規模 災害	対象 災害名	〇〇 年度 の 引受								
計										
大規模 災害以外	対象 災害名	〇〇 年度 の 引受								
計										
合計										

(注1) (略)

(新設)

(注2)～(注6) (略)

(注7) (注6)において備考欄に無担と記載した穂稜々率(b)の欄については、

基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。

(3) (略)

2. 第3の2の(2)の事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画

(単位：件、千円)

	資金	保証残高見込		求償権償却見込額 (A)	求償権償却見込上限額 (B) (a)×推定事故率 ×(100%-推定回収率)	(A)又は(B) のいずれか 低い額 (C)	補助金 相当額 (c)×3割	備考
		件数	金額 (a)					
対象 災害 名	〇〇 年度							

(注1) 資金の欄には、第2の1の(1)の資金、第2の1の(2)の資金又は第2の1の(3)の資金の別を記載すること。

(注2) 保証残高見込の欄は、基金協会が引き受ける農業近代化資金等の保証引受見込件数及び金額の当該事業年度末における保証残高見込件数及び金額とする。

(注3)・(注4) (略)

(3)・(4) (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画

(単位：件、円、%)

基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。

(3) (略)

2. 第3の2の(2)の事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画

(単位：件、千円)

	(新設)	保証残高見込		求償権償却見込額 (A)	求償権償却見込上限額 (B) (a)×推定事故率 ×(100%-推定回収率)	(A)又は(B) のいずれか 低い額 (C)	補助金 相当額 (c)×3割	備考
		件数	金額 (a)					
対象 災害 名	〇〇 年度							

(新設)

(注1) 保証残高見込の欄は、基金協会が引き受ける農業近代化資金の保証引受見込件数及び金額の当該事業年度末における保証残高見込件数及び金額とする。

(注2)・(注3) (略)

(3)・(4) (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画

(単位：件、円、%)

		資金	融資 機関	件 数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高 (a)	無担 保証 料率 (b)	有担 保証 料率 (c)	補助金 相当額 (a)×((b)-(c))	備 考
対象 災害 名	〇〇 年度 の 引受									
計										
合 計										

(注1) (略)

(注2) 資金の欄には、第2の1の(1)の資金、第2の1の(2)の資金又は第2の1の(3)の資金の別を記載すること。

(注3)～(注5) (略)

(3) (略)

(注) (略)

別記様式 第2号(第5の1関係)

(略)

1. 第3の1の事業

(1) 事業の実績

① 保険の引受け

(単位：件、千円)

		資金	保険価額残高		求償権償却見込額 (B) (A)×推定事故率× (100%-推定回収率)	交付金相当額 (B)×7割	備 考
			件数	金額(A)			

		(新 設)	融資 機関	件 数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高 (a)	無担 保証 料率 (b)	有担 保証 料率 (c)	補助金 相当額 (a)×((b)-(c))	備 考
対象 災害 名	〇〇 年度 の 引受									
計										
合 計										

(注1) (略)

(新設)

(注2)～(注4) (略)

(3) (略)

(注) (略)

別記様式 第2号(第5の1関係)

(略)

1. 第3の1の事業

(1) 事業の実績

① 保険の引受け

(単位：件、千円)

		(新 設)	保険価額残高		求償権償却見込額 (B) (A)×推定事故率× (100%-推定回収率)	交付金相当額 (B)×7割	備 考
			件数	金額(A)			

対象 災害 名	〇〇 年度 引受							
---------------	----------------	--	--	--	--	--	--	--

(注1) 資金の欄には、第2の1の(1)の資金、第2の1の(2)の資金又は第2の1の(3)の資金の別を記載すること。

(注2)・(注3) (略)

② 求償権償却(見込)額

(単位:件、円)

	資金	件数	保険 価額 残高 (A)	求償権 償却 見込額 (a)	求償権		計 (a)+(b)	求償権償却		備考
					件数	残高 (b)		累計 件数	累計 額	
〇〇 年度末										
計										

(注1)～(注3) (略)

③ (略)

(2)・(3) (略)

別記様式 第3号(第5の2関係)

(略)

1. 第3の2の(1)の事業
(1) 事業の実績

(単位:件、円、%)

対象 災害 名	〇〇 年度 引受							
---------------	----------------	--	--	--	--	--	--	--

(新設)

(注1)・(注2) (略)

② 求償権償却(見込)額

(単位:件、円)

	(新 設)	件数	保険 価額 残高 (A)	求償権 償却 見込額 (a)	求償権		計 (a)+(b)	求償権償却		備考
					件数	残高 (b)		累計 件数	累計 額	
〇〇 年度末										
計										

(注1)～(注3) (略)

③ (略)

(2)・(3) (略)

別記様式 第3号(第5の2関係)

(略)

1. 第3の2の(1)の事業
(1) 事業の実績

(単位:件、円、%)

			資金	融資 機関	件 数	債務保証 引受額	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a) × (b)	備考
大規模 災害	対象 災害 名	〇〇 年度 の 引受								
計										
大規模 災害 以外	対象 災害 名	〇〇 年度 の 引受								
計										
合 計										

(注1) (略)

(注2) 資金の欄には、第2の1の(1)の資金、第2の1の(2)の資金又は第2の1の(3)の資金の別を記載すること。

(注3) ~ (注7) (略)

(注8) (注7)において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。

(注9) (略)

(2)・(3) (略)

			(新 設)	融資 機関	件 数	債務保証 引受額	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a) × (b)	備考
大規模 災害	対象 災害 名	〇〇 年度 の 引受								
計										
大規模 災害 以外	対象 災害 名	〇〇 年度 の 引受								
計										
合 計										

(注1) (略)

(新設)

(注2) ~ (注6) (略)

(注7) (注6)において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。

(注8) (略)

(2)・(3) (略)

2. 第3の2の(2)の事業

(1) 事業の実績

① 保証の引受け

(単位：件、千円)

	資金	保証残高		求償権償却見込額 (A)	求償権償却見込上限額 (B) (a)×推定事故率 ×(100%-推定回収率)	(A)又は(B) のいずれか 低い額 (C)	補助金額 (C)×3割	備考
		件数	金額 (a)					
対象 災害 名	〇〇 年度							

(注1) 資金の欄には、第2の1の(1)の資金、第2の1の(2)の資金又は第2の1の(3)の資金の別を記載すること。

(注2) 保証残高の欄は、基金協会が引き受ける農業近代化資金等の保証引受件数及び金額の当該事業年度末における保証残高件数及び額を記載すること。

(注3)～(注5) (略)

② 求償権償却(見込)額

(単位：件、円)

	資金	件数	保証残高 (A)	求償権償却見込額 (a)	求償権		計 (a)+(b)	求償権償却		備考
					件数	残高 (b)		累計 件数	累計 額	
〇〇 年度末										
計										

(注1)～(注3) (略)

2. 第3の2の(2)の事業

(1) 事業の実績

① 保証の引受け

(単位：件、千円)

	(新設)	保証残高		求償権償却見込額 (A)	求償権償却見込上限額 (B) (a)×推定事故率 ×(100%-推定回収率)	(A)又は(B) のいずれか 低い額 (C)	補助金額 (C)×3割	備考
		件数	金額 (a)					
対象 災害 名	〇〇 年度							

(新設)

(注1) 保証残高の欄は、基金協会が引き受ける農業近代化資金の保証引受件数及び金額の当該事業年度末における保証残高件数及び額を記載すること。

(注2)～(注4) (略)

② 求償権償却(見込)額

(単位：件、円)

	(新設)	件数	保証残高 (A)	求償権償却見込額 (a)	求償権		計 (a)+(b)	求償権償却		備考
					件数	残高 (b)		累計 件数	累計 額	
〇〇 年度末										
計										

(注1)～(注3) (略)

③ (略)

(2)・(3) (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) 事業の実績

(単位：件、円、%)

		資金	融資 機関	件 数	債務保証 引受額	債務保証 平均残高 (a)	無担 保証 料率 (b)	有担 保証 料率 (c)	補助金 相当額 (a)×((b)-(c))	備 考
対象 災害 名	〇〇 年度 の 引受									
計										
合 計										

(注1) (略)

(注2) 資金の欄には、第2の1の(1)の資金、第2の1の(2)の資金又は第2の1の(3)の資金の別を記載すること。

(注3) ~ (注6) (略)

(2)・(3) (略)

(注) (略)

別記様式 第4号 (第6の1関係)

(略)

③ (略)

(2)・(3) (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) 事業の実績

(単位：件、円、%)

		(新 設)	融資 機関	件 数	債務保証 引受額	債務保証 平均残高 (a)	無担 保証 料率 (b)	有担 保証 料率 (c)	補助金 相当額 (a)×((b)-(c))	備 考
対象 災害 名	〇〇 年度 の 引受									
計										
合 計										

(注1) (略)

(新設)

(注2) ~ (注5) (略)

(2)・(3) (略)

(注) (略)

別記様式 第4号 (第6の1関係)

(略)

1. 第3の2の(1)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

(単位：件、円、%)

			資金	融資 機関	件数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a)×(b)	備考
大規模 災害	対象 災害名	〇〇 年度 の 引受								
計										
大規模 災害以外	対象 災害名	〇〇 年度 の 引受								
計										
合計										

(注1) (略)

(注2) 資金の欄には、第2の1の(1)の資金、第2の1の(2)の資金又は第2の1の(3)の資金の別を記載すること。

(注3)～(注7) (略)

(注8) (注7)において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、

1. 第3の2の(1)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

(単位：件、円、%)

			(新 設)	融資 機関	件数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a)×(b)	備考
大規模 災害	対象 災害名	〇〇 年度 の 引受								
計										
大規模 災害以外	対象 災害名	〇〇 年度 の 引受								
計										
合計										

(注1) (略)

(新設)

(注2)～(注6) (略)

(注7) (注6)において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、

基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。

(3) (略)

2. 第3の2の(2)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

(単位：件、千円)

	資金	保証残高見込		求償権償却見込額 (A)	求償権償却見込上限額 (B) (a)×推定事故率 ×(100%-推定回収率)	(A)又は(B) のいずれか 低い額 (C)	補助金 相当額 (c)×3割	備考
		件数	金額 (a)					
対象 災害 名	〇〇 年度							

(注1) 資金の欄には、第2の1の(1)の資金、第2の1の(2)の資金又は第2の1の(3)の資金の別を記載すること。

(注2) 保証残高見込の欄は、基金協会が引き受ける農業近代化資金等の保証引受見込件数及び額の当該事業年度末における保証残高見込件数及び額を記載すること。

(注3)・(注4) (略)

(3)・(4) (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。

(3) (略)

2. 第3の2の(2)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

(単位：件、千円)

	(新設)	保証残高見込		求償権償却見込額 (A)	求償権償却見込上限額 (B) (a)×推定事故率 ×(100%-推定回収率)	(A)又は(B) のいずれか 低い額 (C)	補助金 相当額 (c)×3割	備考
		件数	金額 (a)					
対象 災害 名	〇〇 年度							

(新設)

(注1) 保証残高見込の欄は、基金協会が引き受ける農業近代化資金の保証引受見込件数及び額の当該事業年度末における保証残高見込件数及び額を記載すること。

(注2)・(注3) (略)

(3)・(4) (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

(単位：件、円、%)

		資金	融資機関	件数	債務保証引受 (見込)額	債務保証平均残高 (a)	無担保保証料率 (b)	有担保保証料率 (c)	補助金相当額 (a)×(b)-(c)	備考
対象災害名	〇〇年度の引受									
計										
合計										

(注1) (略)

(注2) 資金の欄には、第2の1の(1)の資金、第2の1の(2)の資金又は第2の1の(3)の別を記載すること。

(注3)～(注5) (略)

(3) (略)

(注1)・(注2) (略)

別表

対象要件	補助対象期間	対象保証枠
1～6 (略)	(略)	(略)
7 農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間	500億円

(単位：件、円、%)

	(新設)	融資機関	件数	債務保証引受 (見込)額	債務保証平均残高 (a)	無担保保証料率 (b)	有担保保証料率 (c)	補助金相当額 (a)×(b)-(c)	備考
対象災害名	〇〇年度の引受								
計									
合計									

(注1) (略)

(新設)

(注2)～(注4) (略)

(3) (略)

(注1)・(注2) (略)

別表

対象要件	補助対象期間	対象保証枠
1～6 (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

<p>8 <u>農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金であって、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの</u></p>		(新設)	
--	--	------	--

附 則（令和2年4月30日2経営第204号）

- 1 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。
- 2 信用基金及び基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。